

平成31年度第12回南関町農業委員会会議録

令和2年2月10日(月)
午前9時30分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 荒 木 茂 君
 - 6番 西 山 良 輔 君
5. 議 事
 - 第40号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第41号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第42号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 報告第2号 許可不要転用届について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島 久利 君	副会長 釘崎 眞貴子 君
1番 片山 幸次 君	2番 橋本 勝 君
3番 菅原 和義 君	4番 末竹 信雄 君
5番 荒木 茂 君	6番 西山 良輔 君
7番 片山 カツ子 君	8番 山本 精武 君
9番 大倉 公泰 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君
書 記 上田 賢 君

平成31年度第12回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） 起立をお願いします。ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（東田 彰夫君） おはようございます。

本日はですね、委員の皆様、全員ご出席でございますので、総会は成立しますことをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を2番の橋本委員さん、よろしくをお願いします。

○2番（橋本 勝君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会の開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

先日ですね、認定農業者の会長大倉君と九州サミットに行ってみりました。また、先月の27日は九州ブロックの会長大会にちょっと出席をいたしまして、その中で、やっぱり各地区ともやっぱり今後、今現在集積、賃借権とか集積が主に活動しているような状態で、私たち南関町でもですね、今後やっぱり優良農地を残すために、やっぱり利用集積を実施したいと思います。それと、やはり各業種サミット、認定農業者のほうでは実務経験とかそういうことで発表がありまして、やっぱり集団化ですね、広域の集団化をしなければ今後はどう百姓は行き詰まってしまうというような状態です。やっぱり私たち考えることは、やっぱりみんな同じだと思います。それでつくづく思いまして、今度は今後私たちもそういう集積、人事案件を進めていきたいと思っています。皆さん方の協力をぜひよろしくお願いしときます。

それと全国農業振興局のほうもですね、なるだけ一部でもその協力を進めてもらうようにということでございました。なかなか見らずに、そのままポイと押しているような状態で、中身を見てみますと、やっぱりいいこともやっぱ書いてありますので、ぜひ1回だけは目を通してもらいたいと思います。

中身のことはまた詳しくあとで説明したいと思いますので、よろしくお願ひしと
きます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、
竹島会長にお願いしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなってお
ります。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたし
ます。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、5番、荒木委員、
6番、西山委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第40号議案、「農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転及び使用貸
借権設定申請」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第40号議案、農地法3条
第1項の規定により、農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から4番は同一の申請になります。受付日、令和2年1月7日、申請番号1
85号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転と
なります。

5番、受付日、令和2年1月16日、申請番号188号、譲渡人、譲受人、土地
の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

6番から28番は取り下げになっております。

29番、受付日、令和2年1月27日、申請番号193号、譲渡人、譲受人、土
地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定についてご説明い
たします。

1番、受付日、令和2年1月8日、申請番号186号、貸人、借人、土地の所在
等は記載のとおり、期間は5年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第40号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請の3件でございます。及び使用貸借権設定許可申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向かれました各委員より説明をお願いします。

4番、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 第40号議案、所有権移転の1番から4番についてのご説明をいたします。

規模拡大を希望しておられる譲受人への売買の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、6番委員、西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 第40号議案、所有権移転の5番について説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 1番、片山委員、お願いします。

○1番（片山 幸次君） 第40号議案、所有権移転の29番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、8番、山本委員、お願いします。

○8番（山本 精武君） 8番、山本です。6日の日に、事務局と推進委員会、私と現地に確認に行きました。場所は〇〇公民館から〇〇に麓に行く農業用地でありました。第40号議案、農地の使用権、借地権設定の1番についてご説明いたします。

規模拡大を規模した借り受け人へ借地の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりました。

委員さんより何かご質問、ご意見などございますか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第40号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第40号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第41号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第41号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和2年1月27日、申請番号192号、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は砕石置場及び資材置場です。

2番、受付日、令和2年1月27日、申請番号191号、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は太陽光発電施設です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第41号議案、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請の2件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

まず、私のほうから説明をいたします。

5日の日にですね、事務局と現場を見に行きまして、現地は写真のとおり、周辺はもう〇〇の土地で、その中に囲まれているような状態でございます。これは前から転用が遅れていたところでございます。詳しく内容を説明をいたします。

第41号議案、農地法第5条第1項の許可申請の2番についてご説明をいたします。

本申請は、申請者が行っている土砂採取事業の砕石置場及び資材置場として利用する転用となります。申請地の農地区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は砕石場として650㎡、資材置場として130㎡、通路として323㎡となっております。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題はございません。工事計画は、許可日

から令和2年12月末日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われま

す。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議のほどをよろしく願いをいたします。

7番、片山委員、お願いします。

○7番（片山 カツ子君） 第41号議案、農地法第5条1項許可申請の2番についてご説明いたします。

本申請は、太陽光発電施設への転用許可申請です。申請地に隣接する太陽光発電施設の進入路や資材置場、保守点検を行う用地として利用される転用となります。申請地は、南関インターチェンジからおおむね300m以内にある農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、資材置場として780㎡、通路として780㎡、法面として258㎡となっております。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、許可日から令和2年6月末日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われま

す。現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問、ご意見などございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第41号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第41号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第42号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第42号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,752㎡、期間は4年11ヶ月です。

2番と3番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土

地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で4,207㎡、期間は3年9ヶ月です。

4番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,356㎡、期間は4年11ヶ月です。

5番と6番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で5,595㎡、期間は9年8ヶ月です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第42号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の要件でございます。事務局より説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第42号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第42号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、報告第2号、「許可不要転用届について」でございます。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご報告申し上げます。報告第2号、許可不要転用届についてご報告いたします。

今回の届出件数は1件となっております。土地の所在、申請者及び転用の目的は記載のとおりです。転用の内容は、農業用倉庫となっております。

本届出は、農地法施行規則第53条第4項農地転用の制限の例外に該当し、県知事の許可は不要となり、代わりに、農業委員会に届出をされるものです。

以上、ご報告を終わります。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。報告第2号、許可不要転用届の1件でございます。事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、報告第2号は、終了といたします。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございます。事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご報告ですが、この1件ですね、ちょっとご報告というか、ご連絡をさせていただきます。

今ですね、国のほうでですね、マイナンバーカードの普及等利活用の促進に関する取り組みが行われておりまして、全国農業会議所のほうからですね、マイナンバーの利用の普及と利活用の促進についての周知依頼がありましたので、ご報告をさせていただきます。マイナンバーカードはですね、今後、健康保険証のほうと統一化されるというのが今計画がされておりまして、またですね、これちょっと難しいんですが、何ですかね、電子マネーで払うとか、クレジットカードで払うと何%還元しますよというのがいいよっですたいね。今ずっと消費税が10%に改正になってから、ずっとあってますけど、来年度にですね、マイナンバーポイント制度というのがありまして、そのマイナンバーカードで何ていうんですか、お金を入金して支払うと還元が25%ぐらい返ってくるというのが始まります。おそらく今後テレビとかですね、また各いろんなところで内容のお話がいっぱい出てくるかなと思いますけれど、私もそこのところちょっとよく把握ができていない。ていうのがありますので、ここで一応ご報告をさせていただきます。マイナンバーカード作成についてはですね、住民課の戸籍の係のほうが窓口になりますので、あちらのほうにまたつくりたいなと思われた方はご相談をしていただければなと思います。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） はい、説明終わりました。そのほか、委員さんの皆さんから、ご意見、ご質問ございませんか。ご質問ございませんか、何か。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思っておりますので、異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方の慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これもちまして第12回の農業委員会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午前9時55分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人